

和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領 (趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する役務の提供等の契約について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性及び入札に係る透明性の向上を図るため、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)に基づき、入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札を行う場合の手続等に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、条件付き一般競争入札とは、次条に定める対象業務の調達について、第5条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に一般競争入札へ参加させ、最も有利な条件を提示した者(以下「落札者」という。)との間に役務の提供等の契約を締結する契約方法をいう。

(条件付き一般競争入札の対象業務)

第3条 条件付き一般競争入札の対象とする業務(以下「対象業務」という。)は、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約による役務の提供等の業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)が適用されるもの(同政令第3条の規定により定められた適用範囲のものをいう。)を除き、その契約の予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額。以下同じ。)が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。

契 約 の 種 類	予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額)
工事又は製造の請負契約(建設工事に係るもの除去。)	400万円超
物件の借入れ契約	150万円超
その他の契約	200万円超

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、条件付き一般競争入札以外の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が条件付き一般競争入札では見込めない、又は少数であると認められるとき。
- (2) 条件付き一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、その手続等を条件付き一般競争入札の手続等に適合させることが困難と認められるとき。
- (4) その他契約の性質又は目的が条件付き一般競争入札に適しないと実施機関(対象業務の契約を締結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。)が認める場合

3 前2項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合には、対象業務であっても、随意契約によることができる。

(条件付き一般競争入札への参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により入札に参加する場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 原則として、和歌山県内に本店を有する者であること。
- (4) 要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (5) その他実施機関が定めた入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 前項の規定についての取扱基準その他条件付き一般競争入札の実施についての取扱基準は、別に定める。

(入札公告)

第5条 入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札を実施するときは、物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」）の掲載及び実施機関での備付けの方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、次に掲げる事項について共通公告（別表第1）及び個別公告（別表第2）を例として行うものとする。

ただし、上記公告によらないものについては、独自様式により、公告を行うことができる。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する事項
- (2) 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 仕様書を交付する場所及び期間
- (5) 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項
- (6) 入札の場所及び日時
- (7) 入札の方法に関する事項
- (8) 入札保証金に関する事項
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) 落札者の決定に関する事項
- (11) 契約保証金に関する事項
- (12) 契約書の要否
- (13) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
- (14) その他入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、入札の日の前日から起算して、当該対象業務の契約の予定価格が5,000万円未満のものにあっては15日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を含む。）以上とし、その予定価格が5,000万円以上のものにあっては20日（県の休日を含む。）以上とする。ただし、急を要すると認められる場合その他やむを得ない

事情がある場合にあっては、それらの期間は、8日以内に限り短縮することができる。

(仕様書等)

第6条 仕様書の配布又は閲覧等については、原則として、入札公告の期間内において実施機関が行うものとする。

2 実施機関は、仕様書等に関する質問を仕様書等に関する質問申出書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、入札公告の日から入札公告終了日の3日（県の休日を除く。）前までの間において、3日（県の休日を除く。）間以上の質問受付期間を設けるものとする。

3 実施機関は、前項の規定による質問に対し原則として、入札の日の前日（県の休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を電子調達システムの掲載の方法及び実施機関での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、実施機関の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

(入札参加資格の事後審査)

第7条 入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定に基づく入札参加資格の要件（同条第2項の規定により定められた取扱基準に規定するものを含む。）及び個々の入札公告で定めた条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について必要な要件を満たしている者でなければならない。

2 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うにおいて、入札参加者が多数見込まれる場合、入札公告期間において十分な入札参加資格の審査の期間を設けられないと見込まれる場合その他特別な事情が見込まれる場合においては、入札後に入札参加資格の審査を実施することとなる事後審査による条件付き一般競争入札を選択することができるものとする。

3 前2項の規定により入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札に参加した者（第12条の規定により落札候補者となった者に限る。）は、入札後速やかに、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（別記第2号様式）及びその関係書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を実施機関に提出しなければならない。

4 入札参加資格確認申請書類についての質問の受付等については、前条第2項及び第3項に規定する仕様書等についての質問の受付等の一部として処理するものとする。

(事後審査の手続)

第8条 入札後の入札参加資格の審査は、入札参加者（第12条の規定により落札候補者となった者に限る。）が第4条に規定する条件付き一般競争入札への参加資格（同条第2項の規定により定められた取扱基準に規定するものを含む。）及び個々の入札公告で定めた条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について必要な要件を有していたか確認するため、実施機関が実施するものとする。

2 実施機関は、前条第3項の規定に基づき提出された入札参加資格確認申請書類について審査し、当該条件付き一般競争入札の落札候補者に対して、必要な入札参加資格の要

件が満たされていたと認める場合には条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書（別記第3号様式）により、必要な入札参加資格の要件が欠けていたと認める場合には条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。この場合において、必要な入札参加資格の要件が欠けていたと認められた落札候補者は、当該条件付き一般競争入札の落札者から外れる。

（入札参加資格要件不適格認定の理由の説明）

第9条 前条第2項の規定により入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。次項において同じ。）により、実施機関に対してその不適格認定の理由について説明を求めることができるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により不適格認定の理由について説明を求められたときは、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、原則として3日（県の休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

3 前2項の規定に基づく不適格認定の理由について説明を求める手続は、実施機関が行う条件付き一般競争入札の落札者の決定の事務の執行を妨げない。

（入札の執行）

第10条 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うときは、その条件付き一般競争入札に参加しようとする者に当該条件付き一般競争入札に係る役務の提供等の契約について見積もった入札書を作成させ、入札公告で定めた日時に実施機関へ提出（電子調達システムを利用した入札書の提出をいう。）させるものとする。この場合において、実施機関は、郵送による入札書の提出を認めることができるものとする。

2 郵送により入札する場合には、入札者の氏名、調達業務の名称及び開札年月日を表示した封筒に入札書を入れ密封すること。また、入札書を入れた封筒は外封筒に入れ、郵便等により個別公告で示された日時までに、入札書提出先へ必着させること。

3 実施機関は複数の職員により入札事務（開札事務を含む。以下同じ。）を執行させるものとする。

4 第1項後段の規定により郵送により提出された入札書（封筒に入れ密封されたもの）は、入札の日時まで実施機関が厳重に保管し、入札の日時において入札事務を執行する職員が代わって開封を行い、電子調達システムへ入力するものとする。

（開札及び入札執行調書の作成）

第11条 開札は、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果（落札候補者の決定を含む。）については、入札者に通知するとともに、入札結果についての調書を作成して整理するものとする。

2 前項の調書は、条件付き一般競争入札執行調書（別記第5号様式）を例として作成するものとする。

（落札候補者及び落札者の決定）

第12条 実施機関は、和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の9、第167条の10又は167条の10の2の規定に基づき落札候補者及び落札者を決定する場合を除く。

2 落札候補者は、第7条第3項の規定により実施機関から入札参加資格確認申請書類の

提出を求められた場合には、原則として、その提出を求められた日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内に提出しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により提出された参加資格確認申請書類について、直ちに、入札公告で定めた入札参加資格要件の審査を行い、その落札候補者について、入札参加資格要件をすべて満たしている場合にはその者を落札者として決定し、入札参加資格要件を満たしていない場合には入札価格の低い次の順位者を新たな落札候補者と決定するものとする。

4 前3項の規定による落札候補者及び落札者の決定の手続については、落札者の決定又は落札者がない旨の決定まで順次繰り返すものとする。

5 実施機関は、落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により入札に参加した場合には、その構成員を含む。）が第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

6 前項の規定による契約の不締結については、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

（入札保証金及び契約保証金の納付の免除）

第13条 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うときは、原則として、入札参加者が和歌山県財務規則第87条第4号の規定に該当することを確認してその入札保証金の全部の納付を免除するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定により決定された落札者は、契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。

3 前項の契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

（入札者がいない場合等の措置）

第14条 条件付き一般競争入札に付したが入札した者がいないとき又は第12条の規定による落札候補者についての入札参加資格審査の結果、入札参加資格の要件を満たした者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当することとなった場合を除き原則として、入札参加資格の要件を見直して条件付き一般競争入札その他の一般競争入札を行うものとする。

（入札結果の公表）

第15条 実施機関は、入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札の結果について、次に掲げる事項を電子調達システムへ掲載して公表し、及び第11条第2項の規定により作成した入札執行調書（入札参加資格事後審査の結果について記入したもの）の写しを実施機関での備付けの方法により公表するものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 入札年月日
- (3) 実施機関の名称
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行し、平成25年度予算に係る役務の提供等の契約についての入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行し、平成28年1月1日以降に実施する事後審査による条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月14日から施行し、平成29年1月1日以降に実施する事後審査による条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月11日から施行し、平成30年1月1日以降に実施する事後審査による条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

仕様書等に関する質問申出書

年 月 日

和歌山県●●部●●局●●課 様

事業年度	年度	公告年月日	年 月 日
業務の名称			
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項			

別記第2号様式（第7条関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

年　月　日

実施機関の長　　様

住　所

商号又は名称

代表者職氏名

担当者職氏名
電話番号
FAX番号

}

年　月　日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定）第7条の規定により、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該条件付き一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 条件付き一般競争入札に付された事項

(1) 事業年度

年度

(2) 調達業務の名称

2 入札の場所及び日時

(1) 場所

(2) 日時

年　月　日 (　　)　　時　　分から

3 添付書類

(1) 人材要件に係るもの

・
・
・

(2) 実績要件に係るもの

・
・
・

(3)

条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長

年 月 日付で申請のあった下記調達業務に係る入札参加資格要件については、審査の結果、適格と認めたので和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定）第8条第2項の規定により通知します。

当該申請者（落札候補者）は、下記入札についての落札者となったので、所要の契約締結に係る事務等を進行させてください。

記

1 入札公告年月日

年 月 日

2 条件付き一般競争入札に付した事項

(1) 事業年度

年度

(2) 調達業務の名称

条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書

第　　年　　月　　日　　号

様

実施機関の長

年　　月　　日付で申請のあった下記調達業務に係る入札参加資格要件については、審査の結果、不適格と認めたので和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第8条第2項の規定により通知します。

当該申請者は、下記入札についての落札候補者（落札者）から外れることとなります。

必要な入札参加資格の要件が欠けていた項目は、　　　　　　がありました。

この不適格認定の理由については、要領第9条の規定に基づき、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、和歌山県　　部　　局　　課に対して説明を求めることができます。

記

1 入札公告年月日

年　　月　　日

2 条件付き一般競争入札に付した事項

(1) 事業年度

年度

(2) 調達業務の名称

別記第5号様式（第11条関係）

条件付き一般競争入札執行調書〈入札参加資格事後審査分〉				
実施機関	和歌山県●●部●●局●●課			
案件番号	●●年度 ●●●●●●●●●●●●●●			
調達業務の名称	●●●●●●業務			
契約期間	●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで			
開札日時	●●年●●月●●日 午前●●時●●分			
入札場所	●●●●課 (●●●館●階)			
入札結果	落札／不調			
入札者	第1回	第2回	第3回	状況 (落札候補、失格等)

上記金額に該当金額の100分の●●※に相当する額を加算した金額が落札金額(契約金額)となる。

入札参加資格事後審査の結果					
	落札候補者 (商号又は名称)	参加資格確認申請 書類の提出年月日	審査終了年月日	審査結果	落札金額 (税抜き金額)
第1回					円 (円)
第2回					円 (円)

別表第1（第5条関係）〈例〉

共通入札公告(条件付き一般競争入札・役務調達・事後審査方式)

和歌山県が公告する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の個別公告に規定する項目のほか、各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止措置を受けている者でないこと。	
和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。	
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。	
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、個別公告に記載の種目であること。	
また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（●●年●●月●●日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。	
なお、コンソーシアムでの入札を認めるものについては、各構成員の業務種目を合わせると、コンソーシアムとして業務種目のすべてを満たしていること。	

入札参加手続等に関する事項	
この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日除く）以内の日の午前9時00分から午後5時30分までの間に、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。	
入札参加資格確認申請書類とは次に掲げるものとする。	
1. 入札参加資格確認申請書 2. 基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件、及び個別公告で示した条件を満たした者であることを証する以下の書類	
人材要件	
(1)資格者証等の写し (2)常勤が確認できる書類の写し（原則として次のいずれか） (ア)住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用） (イ)健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届 (ウ)社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用） (エ)雇用保険に加入できない者その他(ア)～(ウ)の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等	
実績要件	
当該入札公告日から過去5年間に契約した同種（同種同規模）の業務を適正に履行（完了）したことが確認できる書類 ・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書、履行（完了）証明書の写し等	
「同種（同種同規模）の契約実績があること（国又は地方公共団体。）」の場合 当該入札公告日から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）と契約した同種（同種同規模）の業務を適正に履行（完了）したことが確認できる書類 ・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書、履行（完了）証明書の写し等 なお、「直近5年において、独立行政法人、公社、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種（同種同規模）の業務を適正に履行（完了）したこと。」により、当該実績要件を満たそうとする場合にあっては、それが国等との同等の実績であるか、個々に別途以下の書類を提出し、「和歌山県役務提供等実績認定審査会（以下「審査会」という。）」（発注する業務の予定価格が1,000万円未満の場合は、入札公告課）の審査を受け、実績要件と認められる必要がある。 ・契約実績同等認定申請書、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行（完了）証明書等の写し等 審査会の申請及び認定の手続（不認定の理由の説明等の手続を含む。）については、和歌山県役務提供等認定審査事務取扱要領（平成25年制定）によるものとする。	
なお、コンソーシアムでの入札を認めるものについては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせると、コンソーシアムとして要件のすべてを満たしていること。	

入札参加資格確認申請の提出について

電子メールで事後審査を受ける場合、電子メールの表題には、当該調達業務の名称に係る事後審査書類であることが判明できる内容を記載すること。また、電子メールの本文には、申請者の氏名、住所等を表記の上、入札参加資格確認申請書類を添付していることを明記し、必着させること。

郵送で事後審査を受ける場合、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して、簡易書留等配達記録の残る方法（以下「郵便等」という。）により、必着させること。

注意事項

審査内容に関する必要な確認等を行う場合があるため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合、その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となるので注意すること。

再提出は、迅速に行うものとする。なお、受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(イ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ウ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者の負担とする。

申請書類は、返却しない。

認定通知等について

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により、通知するものとする。

「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていいると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

不適格認定の理由について説明を求めた者に対する回答は、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

質問に関する事項

仕様書のほか、この入札に関する事項について質問がある者は、個別公告で示された日時までに、実施機関に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

質問に対しては、原則として個別公告で示した日時までに、書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、入札情報システムへの掲載の方法及び問合せ先での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、問合せ先の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

入札等に関する事項

入札書等の提出について

入札書等は、所定の入札書に入札する事項を記入し、電子入札システム又は郵送により提出すること。

提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積るものとする。

郵送により入札する場合には、入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示した封筒に入札書を入れ密封すること。また、入札書を入れた封筒は外封筒に入れ、郵便等により個別公告で示された日時までに、入札書提出先へ必着させること。

入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに以下に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等、入札時点で入札に参加する者に必要な資格の要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

- | |
|--|
| (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札 |
| (2) 委任されていない代理人のした入札 |
| (3) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札 |
| (4) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札 |
| (5) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札 |
| (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札 |
| (7) 電子入札システムにより提出したものを除き、記名押印を欠いた入札書による入札 |
| (8) 入札金額を訂正した入札書による入札 |
| (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札 |
| (10) その他入札に関する条件に違反した入札 |

落札者の決定に関する事項

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定するものとする。
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
落札候補者は、入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。
入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
その他入札の執行については、入札執行者が決定する。
入札結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、実施機関において閲覧により公表するものとする。

入札・契約保証金に関する事項

入札保証金に関する事項
入札保証金は、財務規則第87条第4号の規定により免除する。
契約保証金に関する事項
契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

その他

この入札公告と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。
この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「入札情報」をいう。
「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「電子入札」をいう。
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日をいう。

	(2) 質問受付期間	○○年○○月○○日 (○) 9時00分から ○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	質問書は「4 実施機関」へ電子メール、FAX又は持参すること。 FAX又は電子メールの場合は、必ず電話による質問書の到着確認を行うこと。
	(3) 質問に対する回答期限	○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	システムへの掲載及び「4 実施機関」で閲覧に供する。 ただし、その内容が軽微なものにあっては、口頭により回答する。
	(4) 説明会日時・場所	○○年○○月○○日 (○) 9時00分から <場所>○○○○○ <住所>○○○○○	
入札日時	(5) 入札期間(電子)	○○年○○月○○日 (○) 9時00分から ○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	左記期間中に、システムから入札すること。
	(6) 入札期間(郵送)	○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	左記期日までに書留郵便で「4 実施機関」へ必着させること。
	(7) 開札日時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分	開札結果(再入札実施)の通知はシステムで行う。
再入札(1回目)	(8) 入札期間(電子)	○○年○○月○○日 (○) 9時00分から ○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	左記期間中に、システムから入札すること。
	(9) 開札日時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分	
再入札(2回目)	(10) 入札期間(電子)	○○年○○月○○日 (○) 9時00分から ○○年○○月○○日 (○) 17時00分まで	左記期間中に、システムから入札すること。
	(11) 開札日時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分	
	(12) 落札者の決定	入札書に記載された金額に当該金額の100分の●●に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の●●●分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積るものとする。	

4 実施機関(問い合わせ等)

住所	○○○市○○○○○○○
課室名	○○○○課
担当者名	○○ ○○
電話番号	○○○-○○○-○○○○
FAX番号	○○○-○○○-○○○○
e-mail	○○○@pref.wakayama.lg.jp

5 特記事項

--

6 関係書類

入札書 質問申出書 添付ファイル名1 添付ファイル名2 添付ファイル名3 添付ファイル名4 添付ファイル名5
--